

2007年・初夏号

CONTENTS

特集 4-14

平成 19 年度 定時総会開催される

- ・平成 19 年度事業計画
- ・「防火シャッター・ドア等の安全にかかる研究」報告まとまる!

特別寄稿 2

株式会社日建設計 設計技術室次長、
設計室設計主管 松下 督

スポットライト 3

ドア事業の諸課題と今後の取り組み!

ハイライト 17

保守点検専門技術者認定講習会の
開催日程が決まる

主な常設委員会の
平成 18 年度活動報告 15-16

NEWS 2

- ・「ワンストップサービスセンター事業」の
窓口開設
- ・「駆け込みホットライン」通報窓口を開設

新会員紹介 18

データ 19



(上) 定時総会
(中左) 大阪で行われた保守点検専門技術者講習会
(中右) 定例記者会見
(下) CP 商品が設置されている「安全・安心まちづくりセンター」



特別寄稿

これからの防災設備に 要求されること



株式会社日建設
設計技術室次長設計室設計主管
松下 督

建築基準法の見直しにより、これまでの仕様規定（避難階段幅 W=1,200 等）から、設計者自らが防災計画を行い安全を担保する性能規定が許可されるようになりました。

日本建築センターによる防災評定（規模により東京都の場合は都防災）、各自治体や所轄消防による審査等、審査機関・協議機関や手続きは変更になりましたが、この流れ（大規模建築について防災計画書を作成し、設計者が防災計画に責任を持つ）は継続しています。

一方で、避難安全検証法による排煙免除や避難距離の延伸についての指針がまとめられこの手法も浸透してきました。かつては、シャッター等による防火区画（面積区画・縦穴区画）を行う際は、落下位置に物が置かれシャッターが閉鎖しない恐れを取り除くこと、避難やトラブルの発生により、途中でシャッターが停止しないことを第一に計画されていましたが、小学校等で、シャッターにはさまれる事故等が発生し、防火シャッターにも落下防止装置の設置義務や、音声・パドライトなどの設置を行うようになり、安全に対する考え方が少しずつ変わってきました。

メーカーによる新製品の開発が進み、シートシャッター（編集部註：耐火クロススクリーン）等の開発等により、

避難可能でこれまでの防火防災シャッターのワイド寸法 5m の束縛から開放された自由で美しい計画が可能となりました。

最新の法規の変更、シャッターメーカーの技術情報等を理解したうえで設計を進める必要があり、日建設では設計技術室が中心となり最新の情報提供を行うことと、ミスのない実施設計図のチェック体制の確立を計っています。

メーカーから常に UP to DATE な情報を提供いただくことが重要になってきます。メーカー・設計者・施工者がつねに情報を共有化すると共に、新技術開発に取り組むことが必要ですが、なによりも重要なことは、設計者が責任を持って防災計画を行い、安全な建物を設計することであることは言うまでもありません。

設計段階において、法規チェック、詳細図の検討を行ったうえで発注図書をまとめ、現場段階では、シャッター・EV・SD 納まり、外装・コンクリート壁・シートシャッター・アルミサッシ・庇等の取り合い等の検討を行います。標準詳細があれば良いとも思われますが、ここが腕の見せ所とステップUPディテールをめざし、検討実現しています。

NEWS

「ワンストップサービス センター事業」の窓口開設

国土交通省では昨年に引き続いて中小建設業者、専門工事業者の経営革新や新事業への展開を促すための支援事業を「ワンストップサービス事業」として行うことになり、当協会は、支援事業の委託を受けた（財）建設業振興基金から相談受付窓口業務を受託することになりました。

皆様方の相談内容に応じて建設業経営支援アドバイザーをご紹介致しますので、協会事務局（担当：栗原、TEL03-3288-1281）までお問い合わせください。

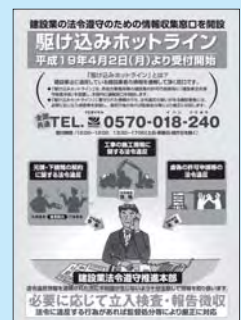
なお、昨年度選定された 103 事業者の事例については、建設業振興基金の WEB（<http://www.yoikensetsu.com/model-h18/>）で公開されておりますのでご確認下さい。

「駆け込みホットライン」 通報窓口を開設

国土交通省では、4 月より各地方整備局内に「建設業法令遵守推進本部」を設置して「駆け込みホットライン」の電話を開設し、下記の建設業に係わる法令違反行為の情報を受け付けることになりました。

- 元請業者と下請業者間の請負契約上の法令違反
 - ・書面による契約がない
 - ・原価割れ受注の強要
 - ・合理的理由のない現場経費の一方的差引き
- 工事現場に関する法令違反
 - ・監理技術者等がいらない
- 虚偽の許可申請などの法令違反

「駆け込みホットライン」の通報先は 0570-018-240（全国共通）です。



ドア事業の諸課題と 今後の取り組み!

ドア事業推進委員長 東田 誠之氏に訊く



—昨年度の検討テーマの大きなものとして「ドアの設計問題」がありました。当協会では東日本支部（牛頭支部長）のもとで勉強会も実施されましたが、作図コスト高騰の問題についてはその後経過はいかがですか？

東田 依然として厳しい状況ですが、例えば、問題のひとつである作図の訂正回数は、東京都心部で平均5.2回です。2～3年前は2回程度でしたから年々増える一方です。やはり大型物件の多い都心の物件が厳しく、都心を少し外れると2回を切っています。回数の問題だけでなく、その内容責任を持つべき範囲も問題です。しかし、ドアメーカーとしてもそれらを黙って受けるだけではなく、昨年、協会で作成した「標準図（例）」を提示して、それで通用させるということもやっております。あるゼネコン大手では、「標準図（例）」をそのまま採用して頂いている事例もあります。従って、今後も施工事例を重ねていって、勉強会でも成功事例を具体的に紹介していくことも一つの方法ではないかと考えています。

—取引の改善問題に関しては、「工事見積条件の明確化」ということで、ゼネコン（総合工事業者）とわれわれ業者（専門工事業者）の間で使用される『施工条件・範囲リスト』（建設生産システム合理化推進協議会発行）がありますが、この範囲リストの項目についても検討されていますね。

東田 そうですね。これもドア分科会のWGで検討してもらってきたのですが、施工上、われわれの受け持ち範囲なのか元請けの範囲なのか難しい部分があります。例えば、同業者間や他業者との取合いシーリングはどうするかとか、墨出しの基準墨や仕上げ墨はどうだとか、かなり細かな所まで取り決めておかなければなりません。そういう項目を『施工条件・範囲リスト』表の中でどのように扱うかですね。項目を示して範囲外という意味の「×」とするのか、範囲外ならば項目自体が不要なのかなど、解釈の分かれる部分もあり、再度、ドア分科会で検討するようにしています。また、シャッターについても検討し、当協会だけの見解だけではなく、（社）日本

サッシ協会や（社）カーテンウォール・防火開口部協会とも足並みを揃えて行かなければなりません。

—ドアは一般的に物件対応的要素が強く、標準化が遅れているように思うのですが？

東田 そうです。金物も非常にバリエーションが多く、標準化が必要ではないかと考えています。ある程度こちらで指定できるものをもっていても良いかと思えます。こうした観点からの標準化は全国のドア関連会員の皆さんの共通したメリットにもなるわけですし、そういう角度からの問題を採り上げていきたいと考えています。また同時に、現在、協会で行っている活動も、もっと地方の会員の方々に知って頂くことが大切です。現に、地方で説明会を行って初めて協会の活動がよく理解できたという声も聞いています。冒頭の設計問題も当初は各社独自の問題と考えていたわけですが、実は、各社共通の問題だったということが分かり、こうしたことも協会のテーマとして検討していくことが出来るわけです。

—最後に、協会としては現在、点検法制化の推進という大きなテーマがありますが、ドアの点検に関してはどのような体制づくりを考えていますか？

東田 現在、ドア関連の企業でも協会の「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」の講習を受講して資格を取り始めています。ただ、シャッター業界と異なりドア業界は従来から電気設備と関わるものがほとんどありませんでしたから、この資格を取得するにも多少ハードルは高いと思います。また、防火ドアの場合、製品自体の経年劣化というより、管理上の問題で防火ドアが閉まらない、あるいは床面の歪みで防火ドアが閉まらないという他動的な要因も絡んできますので、そういう点まで考慮して保守点検を考えなければなりません。いずれにしても、大きなテーマですので、ドアについても同時にはドアの方向から体制づくりを今後も検討していきたいと思っています。

—ありがとうございました。

特集

平成19年度

定時総会開催される

さる5月23日(水)午後、東京・千代田区のグランドプリンスホテル赤坂において、(社)日本シャッター・ドア協会の平成19年度定時総会及び定例理事会が開催された。その後、日刊紙、専門紙誌の記者を招いて記者会見が行われ、夕刻からは、恒例となっている各界からの来賓と会員が集う懇親会が開催された。

第43回 定時総会

15時より、グランドプリンスホテル赤坂別館3F「梓」にて、会長、副会長、理事、監事全員出席の下、『第334回定例理事会』が開催され、引き続き『第43回定時総会』が開催された。

定時総会の議事としては、

- 第1号議案 平成18年度事業報告書承認の件
- 第2号議案 平成18年度決算報告書承認の件
- 第3号議案 平成19年度事業計画書承認の件
- 第4号議案 平成19年度収支予算書案承認の件
- 第5号議案 辞任に伴う理事選出の件

以上、5議案が諮られ、それぞれ原案どおり承認された。

平成18年度事業報告では、防火、防煙、防犯等諸性能の調査研究と、その製造、設置及び維持保全にかかる運用指針の作成により普及を図るとともに、所定の性能について対象製品の審査認定を行ったこと。また、研修、認定事業の実施や関連行政部局や他団体と協調し、公益的な事業活動を進めたこと。一方では、防火シャッター・ドア等の点検法制化を推進するために推進本部及び研究会を設置し、必要な対策の研究を行った等の事業が報告された。

その他、各委員会活動が会務報告として資料に基づき説明された。

平成19年度の事業計画については、7ページ以降に掲載した。

関係紙・誌記者を招き定例記者会見

16時30分より、グランドプリンスホテル赤坂別館3F「ローズルーム」において、日刊紙、専門紙誌25社の記者を集めて、定例記者会見を行った。

会見には岩部会長、高山副会長、東田副会長、野村専務理事、後藤理事が出席し、冒頭、岩部会長からは、昨年9月に点検の法制化に向けて発足した「防火シャッター・ドア等点検法制化推進本部」について、また「防火シャッター・ドア等安全システム研究会」からの報告について触れ、加えて、協会の近況および新年度の重点テーマについて、以下のとおりその骨子が説明された。



<協会の近況>

- ・会員数は、現在 195 社。昨年度は入会が 16 社、退会が 13 社であり、通算 3 社増えており、目標の 200 社に近づいた。
- ・昨年に引き続き、当業界では鋼材、ステンレス、アルミなど原材料の値上げが予想を上回る厳しい状況にあり、各社の経営にも大きく影響しており、地方の企業では、廃業などで退会を余儀なくされた会員もあった。

<平成 19 年度の重点テーマ>

- ・1つ目は、シャッター・ドアの点検法制化の推進であり、これに向けた活動が今年度最大のテーマである。
- ・2つ目は、「公益法人制度改革関連法」の成立に関した活動である。これにより、社団法人や財団法人の活動にはこれまで以上に社会性と公益性が求められる。この公益法人制度改革への対応も今年度の重要なテーマである。
- ・3つ目は、ゼネコンとの取引改善問題である。昨年度来、協会内のドア分科会で検討してきた「工事見積条件の明確化」など具体的な部分まで詰めて改善を図って行く必要がある。

これを受け、野村専務理事より新年度事業計画の補足と、さらに今回は、別記(10P～15P)の『防火シャッター・ドア等の安全にかかる研究』について、重点的に説明が行われた。

平成 19 年度 定時総会懇親会が開催される

17時30分より、グランドプリンスホテル赤坂・五色「赤瑛」において恒例の定時総会懇親会が、来賓と会員で約270名が参加して、盛大に催された。

栗原事務局長の司会により開会が宣言され、岩部会長より定時総会で新年

度事業計画などが承認された旨の報告と、業界の現状を交えたあいさつがあった。

続いて来賓のあいさつとして太田昭宏・公明党代表、田中和徳・財務副大臣、平将明・衆議院議員、山本繁太郎・



▲会長あいさつ



▲菅義偉・総務大臣



▲太田昭宏・公明党代表



▲田中和徳・財務副大臣



▲平将明・衆議院議員



▲山本繁太郎・国土交通省審議官



▲東田副会長

国土交通省審議官、榊正剛・国土交通省住宅局長よりそれぞれ登壇いただいた。また、その後駆けつけられた菅義偉・総務大臣からもあいさつをいただいた。

続いて恒例の協会表彰が行われ、当協会の課題検討に対する感謝として学識者、「優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者表彰」の受賞者、また、「当協会委員会表彰」として委員に対して、岩部会長より表彰状と記念品が手渡された。受賞者は下記のとおり。

表彰式に続いて、東田副会長発声による乾杯を合図に歓談に移った。今年は例年以上の数多くの出席者が集う会場内で交歓の輪が広がっていった。

開会から2時間近く経過した19時20分、藤田知育理事による中締めが三本締めで行われ、懇親会は和やかな雰囲気の中、お開きとなった。



▲明野徳夫・芝浦工業大学名誉教授



▲吉田倬郎・工学院大学教授

■平成19年度表彰

平成19年度は、当協会の専門委員会での功績に対して学識者3名、優秀施工者国土交通大臣顕彰者として3名、日本シャッター・ドア協会委員会委員表彰として3名が表彰された。

■学識者感謝状

明野徳夫氏 芝浦工業大学名誉教授
菅原進一氏 (財)日本建築防災協会副理事長
吉田倬郎氏 工学院大学教授

■平成19年度

優秀施工者国土交通大臣顕彰受章者表彰

牛田洋氏 (協立サッシ(株))
大下明氏 (東洋シャッター(株))
菊永成昭氏 (文化シャッター(株))

■平成19年度

日本シャッター・ドア協会委員会委員表彰

望月守氏 (工事委員会 / トステム鈴木シャッター(株))
岡本光永氏 (講習委員会 / 文化シャッター(株))
尾登宏幸氏 (連動機構・装置等自主評定専門委員会 / 文化シャッター(株))



平成19年度事業計画

はじめに

建築物は、経済活動や個人の生活を支える拠点として、求められている性能は多岐にわたっている。シャッター及びドアは、建築物における防犯等の管理性能及び防火等の防災性能を担う重要な役割を担っている。当協会は、昭和39年に社団法人日本シャッター工業会として設立以来、シャッター及びドアの性能向上を通じて建築技術の向上に貢献し、より安全で安心できる社会の形成に貢献してきた。

わが国の経済活動は、マクロにはここ数年後退することなく進んでいるが、建築需要の伸びは全体の傾向を下まわっているほか地域的な偏りが見られるようになっている。また経済活動のグローバル化は、我が国経済活動とは無関係にシャッター及びドアの主要原材料である鋼材価格に変動を及ぼしている。このため当協会会員がシャッター及びドアに期待される社会貢献を果たしつつ健全な生産体制を維持していくことが脅かされつつある。加えて、侵入犯罪や火災等の災害も社会の変化に合わせて高度化・複雑化しており、シャッター及びドアが備えるべき性能も、より高度なものが求められている。

一方で、当協会会員が供給してきたシャッターやドアの社会におけるストックも膨大なものとなっており、それらを健全に機能させることも安全で安心できる社会の形成の観点から看過することのできない当協会会員の関連業務であり、当協会の公益活動の一つとなっている。平成20年度より、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行が予定されており、当協会の公益活動を充実させる契機を迎えている。

平成18年度において当協会は、同年6月に生じた不適正な防火シャッター点検に伴う学童負傷事故を踏まえ、防火シャッター・ドア等点検法制化推進本部を設けて点検を中心としたさまざまな検討を進めてきている。

以上の状況を踏まえ、平成19年度において当協会は次のア～エを使命として第一章に述べる定常的事業及び第二章に述べる防火シャッター・ドア等点検法制化を推進する。

- ア、シャッター及びドアの製造、施工の標準化
- イ、シャッター及びドアについてのユーザー（建築主及び利用者）のニーズへの適切な対応
- ウ、協会及び会員の業務への社会的評価の向上
- エ、シャッター及びドアの点検制度の普及

第一章 定常的事業

調査研究事業

シャッター、ドアに関する社会の新たなニーズの状況を把握し、これに対応すべき材料、品質規格、製造法並びに工法、使用及び維持管理の水準を明らかにすることを目的として以下の調査研究を行う。

- ・ 危害防止機構にかかる諸基準の整備
- ・ 防犯用新製品の認定基準の策定
- ・ 高速シートシャッターの安全に関するガイドライン及び技術標準の策定
- ・ 基準用語等の標準化
- ・ 海外先進情報の収集

普及事業

調査研究事業の成果を資料化し、無料で会員ほか関係者に配布、提供する。本年度においては、次の資料を改訂し、普及を図る。

- ・ 危害防止機構にかかる技術基準の解説
- ・ 耐火クロス製防火・防煙スクリーン技術標準

認定登録事業

所定の性能であるシャッター又はドア及び所定の能力を備えたシャッターの保守、検査を行う技術者について、下記の認定等を行い、登録を行う。また、これらについて所定の証紙等を発行するとともに新たなニーズに対応した運用基準等を検討する。

- ・ 遮炎・遮煙性能防火戸（CAS）の承認
- ・ 連動機構・装置等自主認定
- ・ 防犯性の高い建物部品の自主管理認定
- ・ 保守点検専門技術者の認定

- ・ 検査員の認定

上記中連動機構・装置等自主評定は社団法人日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と共同で、また防犯性の高い建物部品については警察庁等で組織する官民合同会議に参画して実施する。

講習事業

評定登録事業に必要な下記の講習その他シャッター及びドアに携わる者の資質の向上に有益な研修を行う。

- ・ 保守点検専門技術者講習
- ・ 検査員講習

受託事業

当協会のシャッター及びドアに関する専門性を生かして下記を含む他分野からの業務を受託する。

- ・ 建設業総合相談受付窓口業務（シャッター等鋼製建具工事）

図書頒布事業

シャッター及びドアに関する専門書を刊行し、有料で配布、提供する。

運営管理事業

定款に定める公益目的に即した活動を推進するため、会員の拡充と意思疎通を図り、組織の意思決定を的確に行うとともに関連する諸団体や行政機構と提携して協会活動を活性化するため下記を行う。

- ・ 総会、理事会その他運営上必要な委員会の定期的開催
- ・ シャッター関連 JIS 規格改定（日本工業標準調査会）、建築工事管理指針改定（公共建築協会）等への協力
- ・ PL ガイドラインの改訂、スチールドア契約適正化研修、工事見積・施工条件標準の改訂
- ・ 事故報告制度の拡充
- ・ 支部活動による自主研修等を通じた会員の業務水準の向上
- ・ その他関連団体の公益的行事等への協賛

上記中、事故報告制度については、公益性の高い資料提供・普及事業への移行を検討する。

第二章 シャッター・ドア等点検法制化推進

平成 18 年度における防火シャッター・ドア等安全システム研究会（委員長辻本誠東京理科大学教授）による調査研究の報告を踏まえ、当協会及び会員の点検に関する業務のあるべき姿を明確にし、点検の必要性について関係方面を含む社会一般の理解の浸透を図るとともに関連する業界や類似する装置等を扱っている業界に協力を要請し、関係行政当局に法制度化の実現を求めていく。具体的には、以下の事項を確立して関係方面等に働きかける。

- ・ 点検実施者の能力に応じた点検方法
- ・ 点検方法を踏まえたシャッター・ドア及び周辺的设计・施工上の留意事項
- ・ 点検方法を明確にしたシャッター及びドアの取扱説明書（標準モデル）
- ・ 協会会員の点検業務基準

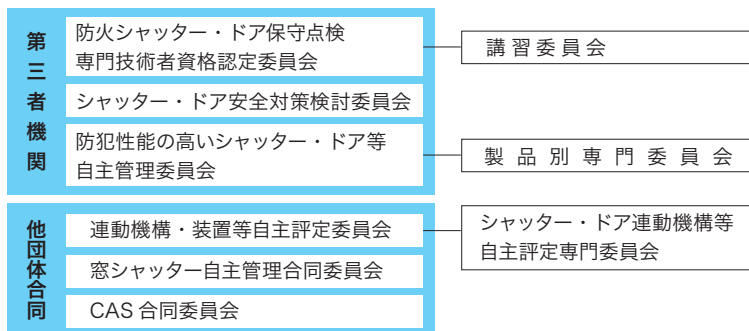
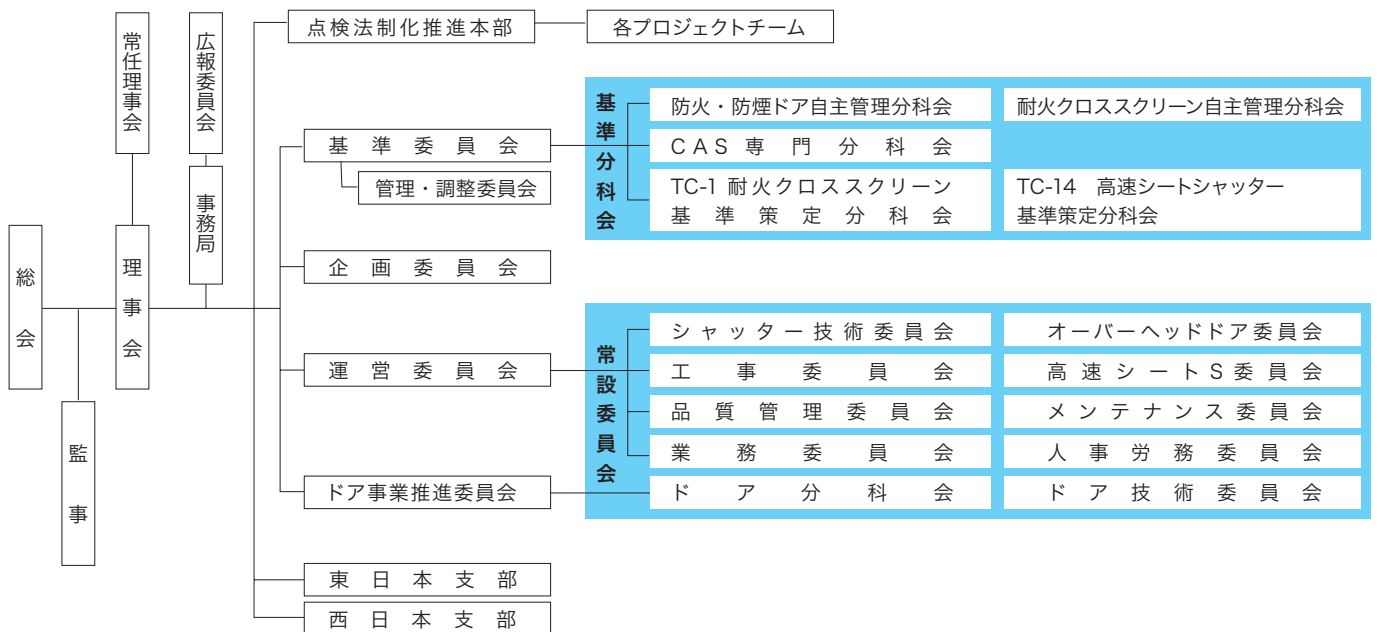
なお、必要に応じて関係行政当局その他との調整を行うものとする。

第一章及び第二章の事業を遂行するため、平成 19 年度当協会においては、必要に応じて学識者、関連行政担当者、関連業務団体役職員の参加を求めて会員の協力による委員会を組織するとともに各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局の体制を整備する。

〈平成 19 年度事務局体制〉

- ・ 事務局長（栗原） 運営全般、会員対応、広報、(国交省)
- ・ 管理部長（水島） ドア事業、防犯事業、(警察庁)（経産省）（日本サッシ協会）
- ・ 業務部長（伊藤） 講習会事業
- ・ 技術第一部長（古川） 講習会事業、工事系委員会事務局、(火災報知機工業会)
- ・ 技術第二部長（宿谷） 安全対策（事故報告制度窓口）、CAS、技術系委員会事務局
- ・ 事務担当（大谷） 経理、総務等事務全般及び会員窓口

平成19年度 運営組織図



<退任理事>

白岩 二郎
黒川 利之

<新任理事>

安部 佳秀
(トステム鈴木シャッター株式会社 社長)
多田 旭
(社団法人日本火災報知機工業会 専務理事)

『防火シャッター・ドア等の安全にかかる研究』 報告まとまる！

防火シャッター・ドア等の保守点検の法制化に関して、そのあり方をより客観的、社会的な立場から研究してきた「防火シャッター・ドア等安全システム研究会」（2006年9月発足：委員長 辻本誠東京理科大学教授）より、4月下旬、『防火シャッター・ドア等の安全にかかる研究』として成果が報告された。辻本委員長をはじめ学識経験者及び関係団体とともに、国土交通省、総務省消防庁からも協力委員として参加を願い、委員会としては計4回の審議が行われた。今回、本誌では同報告の中で継続審議となっている部分を除き、「編集版」として掲載した。

序 章

シャッターやドアは、建築物の内部区画や開口部を適切に管理する上で重要な役割を担っており、建築物の性能や利用形態が高度化するに伴って、各種の機能が付与されてきている。

特に建築基準法において防火設備としての性能を求められるシャッターやドアは、火災の感知と連動して自動的に閉鎖する機能を備え、かつ閉鎖作動中に人体等を圧迫した場合には一旦停止して再び作動するといった一時停止機能をも備えるに至っている。

一方、防犯等一般管理を主目的とするシャッターやドアについては、その構造的な強度を確保しかつ頻繁に開閉する結果、防火設備であるものに準じて重量の大きなものが用いられ、防火設備であるもの以上に電動化等の自動化が進んでいる。

このような推移の中、社団法人日本シャッター・ドア協会（以下前身の社団法人日本シャッター工業会を含め「協会」という。）は、シャッターやドア全般の健全な普及を通じて建築技術の向上に寄与するべく総合的な活動を行ってきている。防火、防犯といった基本的な要求性能を満たすための製造及び施工に関する技術基準と、関連する検査基準や点検基準の整備と普及に始まった協会の公益活動は、その後のシャッターやドアに関する多様な要求性能に応えるために充実が図られ、昭和55年より保守点検専門技術者講習を、平成12年より検査員講習を実施するなどフォローアップ体制の整備充実にも努めてきている。

この間平成7年には、建築関連業界において率先して製造物責任の観点からシャッターに関して「PLガイドライン」を策定した。また、平成10年には機構が複雑な感知器連動型の防火・防煙シャッターについて「防火シャッ

ター閉鎖時の危害防止に関するガイドライン」（以下「危害防止ガイドライン」という。）を建設省（現国土交通省）、自治省（現総務省）、文部省（現文部科学省）及び社団法人火災報知機工業会の協力のもと策定し、危害防止ガイドラインの主要部分が平成17年12月1日より施行された建築基準法に基づく防火設備に関する危害防止基準に取り入れられることとなった。

しかし、一方で危害防止ガイドラインにおいて「早急に実施すべき事項」とされた維持管理の励行については、着実に機能しているとはいいがたい状況にあり、本研究においてその状況の改善のための方策を提案しようとするものである。

第一章 現状における課題

1 点検契約の低迷

協会は、重大な事故の危険性のあるシャッターについては、早期から点検基準やガイドラインを設け、保守点検専門技術者を養成するなどして、点検の水準を維持するとともにその普及を図ってきているが、設置されている数量に比較すると実際の点検契約の締結割合は極めて低水準である。シャッターに比較して重大な事故の可能性が低いドアについては現時点において協会が点検の前提となる技術基準、施工基準を策定中の段階にあり、点検の実施は残念ながら皆無に等しい。

この原因としては、次のそれぞれが影響していると考えられる。

- 一、冒頭に述べたシャッターやドアの機能や機構の高度化・複雑化に対し施設管理者の理解が十分に及んでいないこと
- 二、協会策定の「PLガイドライン」に従った製品引渡し時における「取扱説明書」の受け渡しが十分に行われない、特に管理用のものについて維持管理手法の周

- 知が不十分であること
- 三、消防法に基づき義務付けられている消防設備の点検をもって建築基準法に基づく防火設備の点検も行われたと誤解している施設管理者がみられること
- 四、建築工事での計画及び建築基準法の定める特殊建築物定期調査において、防火設備を建築設備よりも簡略な扱いにしてきていること（建築基準法第12条第3項に基づき特定行政庁が指定できるのは建築設備であり、建築設備ではないシャッターは防火設備であっても指定できない。）
- 五、機能の点検として不可欠な試験作動は、その復元に相当の知識に加え時間を必要とするなど設置建築物の利用に影響を与え、利用に影響の少ない夜間等における試験作動は、施設管理者として就労体制に影響を及ぼすなど経費を含めて負担が大きいこと

2 点検による安全確保のための制度上の強化

以上の現状からは、現在まで協会が推進してきた危害防止ガイドラインに従い、施設管理者の理解を得て点検契約を浸透させていくのには限界があると言える。

機能や機構が高度化・複雑化したシャッターやドアの安全性と本来の機能を十分に確保するためには、次の三つが課題である。

- 一、機能や機構の高度化・複雑化を把握した者が従来以上に点検に関与すべきことを建築物の計画、施工及び利用に関する制度において明示すること
- 二、施設管理者の誤解の要因となっている他の制度との不均衡を是正すること
- 三、点検の合理化のため、施設管理者や建築物調査にかかる者による点検手法を明示すること

建築基準法は、平成10年の改正以降、仕様書型基準から性能基準へと規定を整備してきており、建築物の新築時点のみならず日常の利用、維持管理時点においても常に所定の性能が満たされていることを求めるものであることをより明確にしてきている。しかしながら同法はシャッターやドアの点検については、公共の建築物等にかかる定期調査報告において、防火設備であるシャッターとドアに限って「点検実施の状況」を求めているのみである。

また、シャッターやドアの設置の主目的は管理用と防火用に大きく分かれており、これにより両者の点検の視点も異なっている。管理用は日常的な開閉のため設けられ、日常的な操作を通じて主目的にとっての不具合な事象の検知が容易である。これに対して防火用は非常時において作動閉鎖するために設けられ、日常的に主目的にとっての不具合な事象の検知は困難である。このため、点検の視点

として主目的どおりの作動の確認は、管理用については重要性が低下しているのに対し、防火用については主目的である非常時における適正な作動の確認を欠かすことができない。

一方、点検の視点としての安全性の確保は、以下にシャッターやドアの目的別種類別に詳述するところであるが、管理用については作動の頻度による損耗劣化の進行による物理的な事故の回避であり、防火用については放置に伴う装置の機能不全を回避することが課題であると言える。

（管理用）

ア、重量シャッターは、不特定多数の利用にかかる建築物や大型建築物に使われているほか、管理を厳重にしている小規模建築に使われている。定時に作動するようタイマーを併設しているものもあるが、多くはスイッチ等人の判断により起動開閉するものである。スイッチ等の誤操作によるもののほか製品の劣化等による予期しない降下や異常降下によって人体に接触することに伴って生ずる危険性の排除が安全確保上の課題である。

イ、軽量シャッターは、不特定多数の利用にかかる建築物に使われることは少なく、個人事業施設や住宅など簡易に管理されている建築物に使われている。手動の起動開閉が基本であるが、近年電動のものが増加している。異常な作動等によって人体に接触した場合の危険性は重量シャッターに比べて低いものの、車庫のシャッターに挟まれた幼児の事故事例があり、無視できない。

ウ、鋼製ドアは、デザイン上建築物との調和が重視されることにより多くの種類の製品が開発されている。劇場や大型複合建築など不特定の利用者の多い建築物においては重量の大きなものが用いられている。重量の大きなドアは、開閉の容易さを求めて電動化が進んでおり、その起動もスイッチ等人の判断によるのではなく自動的に人の接近を感知して起動するものが増加している。つまり、重量の大きなドアほど予期しない閉鎖や異常閉鎖によって人体に接触した場合の危険性の排除が安全確保上の課題である。

エ、オーバーヘッドドア及び高速シートシャッターは、迅速な開閉を目的として設置されており、全てが管理用であるが、事故発生率は低くなく、安全確保上の課題を含んでいる。

（防火用）

平成17年12月以降、閉鎖中に人体に接触した場合に生ずる衝突エネルギーが10ジュール以下であることと圧

迫力が 150 ニュートン以下（150 ニュートンを超える場合は一旦停止すること）が防火用のシャッターやドアが該当する防火設備の法定条件とされた。したがってこの条件に関する点検は、法令の一環として整備する必要が生じている。個別には、

ア、重量シャッターは、防火用の基本として不特定多数の利用にかかる建築物や大型建築物等火災による危険度が高いと判断された建築物において、法律の要求するところにより主に防火区画形成のために使われている。火災を感知した信号により起動して閉鎖するものであることから、上記の条件が付与されたものである。しかし、現状においては安全確保上の課題として上記条件を満たさないものが数多く設置されたままになっていることに留意しなければならない。

イ、耐火クロススクリーンは、特殊な設計条件下において防火区画形成用に開発されたものである。小規模のものは上記条件を満たしているものがあるが、協会が標準としている技術基準を超えた規模で設置されたものは上記条件を満たしていないところが安全確保上の課題である。

ウ、鋼製ドアは、防火用として大量のものが設置されている。平成 17 年 12 月より前に着工した建築物に設置されたものでも大部分のものは、上記条件を満たしていると考えられる。しかも、管理用と異なり殆ど電動化しておらず、クローザーに蓄えられた閉鎖エネルギーのみで閉鎖するものであることから、クローザーの性能維持が安全確保上の課題である。

なお、建築物内部において異種用途区画に用いられているシャッター及びホテルや共同住宅の鋼製ドアは管理用と防火用を兼ねていることに留意しなければならない。

第二章 点検による 安全確保のための社会システム

1 点検の一般概念

「点検」とは、異常の有無を一つひとつ調査することである。製造物についてみると、製造過程や流通過程での類似の調査は「検査」であり、製造物が供用されてからの外形（変形）、品質（劣化）及び機能（不全）の異常の有無を一定の判断基準に照らして調査することが「点検」とされてきている。しかしながら、近年では、公的な業務や会社情報について透明性を求める観点から、対外的な業務のみならず内部業務についても「点検」という概念が形成されてきている。

点検が制度化されている場合において、原則は点検対

象物の管理者に点検責任を置いているが、危険性を伴うなど高度の点検能力を必要とする場合には、点検資格者制度を設けてその資格者を組織内に置く、あるいはその資格を有して業とする者に委託することを定めている。また、管理者自身による点検、いわゆるユーザー点検を義務付けている場合にはマニュアルなどの情報を提供する体制を設けている。

機能の点検については、高度の点検能力を伴うことが多いうえにその正常な復元を必要とすることから、教育、講習制度を設けると共に一定の資格要件を付している。

2 施設管理者の十分な理解の推進

シャッター及びドアは、建築物の部分として通常の管理利用に供されながら、同時に機能や性能の高度化が進んでいるため、専門家による点検等が必要になっている。このことをシャッター、ドアが設置されている建築物の管理者が理解することが最も重要である。

本研究会は、現在までの建築生産のシステムにおいて建築物の管理者に対してこのことを理解しやすい形で提供してきているかどうかの確認を行ったところ、建築生産の各段階において次のような改善されるべき点があると認識された。

①わが国においては、ドアはもとよりシャッターについても建築物の開口部を管理する「建具」として位置づけられてきた。建具は、建築工事において主要構造部の施工状況に応じて調整して取り付けられることが多い。機能が高度化しているシャッターやドアに対するこのような扱いは、求められていた性能や機能の水準を低下させることに繋がり、③で記述する施設管理者への周知を不十分なものにし、結果的に円滑な点検の実施を困難にするものである。また、予め十分な検討が行われないままの施工は、より状況を悪くしている。

したがって、機能が高度化しているシャッター、ドアについては建築計画、建築設計の段階で十分な検討を行って、不可欠な品質や性能の水準を明らかにし、これを低下させずに竣工させて施設管理者に引き継ぐことが求められる。

なお、シャッターやドアの点検についての法制度上の整備は、現状において十分とはいえない点検口の検討が建築計画段階から行われるなどの改善するのに大きな効果を持つものである。

②機能が高度化しているシャッター、ドアの設計段階の検討において、現在では建築設備として扱われていないことも、予めの検討が十分でない原因の一つである。現在国土交通省で準備している設備設計一級建築士の制度が

必要となった背景に照らすと、機能が高度化しているシャッター、ドアについて、新たに設けられた設備設計一級建築士の業務に位置づけることが妥当である。

③火災の感知と連動して自動的に閉鎖する機能を備えたシャッター、ドア及びその他の感知システムにより電動で開閉されるシャッター、ドアの取付工事においては、電気工事と建具工事とに区分して施工されている。このため、両工事にかかる施工図、完成図及び取扱説明書もしくは点検要領はそれぞれの受注主体ごとに作成されている。このため、建築物管理者が専門家に点検を依頼するに際してこれらの連動するシステムを理解しにくくし、依頼すべき専門家を選定しにくい状態を作り出しているばかりか、前述したように消防設備の点検を防火設備の点検とする誤解まで生じている。

この点については、両工事の一体的な工事監理、施工図等の十分な調整を行ったうえ、建築主への引渡しを行う者は、一体の防火設備として管理活用されるべきこと、取扱説明書を含めこれらの図書を一体のものとして管理するよう説明することにより改善を図るべきである。

3 シャッター、ドアの点検を行う体制の整備

シャッターやドアは、正常に作動するかどうかが利用者の安全を図るうえで重要なポイントであり、作動点検を欠くことはできない。作動点検が、高度な能力を必要とするようになってきていることは、既に述べてきたとおりである。加えて点検後に正常に復元させることも同等の能力を必要とする。

現状において、シャッターの作動点検は、製造や施工を業とする企業によって行われており、点検専門の業態は生じていない。点検により不具合が検出された場合に、別途の修理契約をせずに簡易な取り替えなどが行われている。本格修理を前提として応急修理を行うなどの業務形態も多い。委託契約によるべき点検と請負契約によるべき修理とが混淆して行われているところは設計施工一体の形態が残っている建築業と同様である。

ドアの点検は、記述したように殆ど励行されていないが、いわゆる自動ドアなど自動的に作動する機能を有しているものについては、シャッターと同様に対処すべきである。

点検業務において一定のコンプライアンスの水準を維持し、責任の所在を明示すべきことは当然のことであり本研究会のテーマではない。しかしながら、いわゆる「点検商法」が横行している状況を踏まえると、点検を公的な制度として構築するに伴って、点検により担保する機能上の水準とともにコンプライアンスの水準を高めなければならない。

点検の前提となる点検基準等の諸基準は、協会が定めているものでも数年を経ずして改定が繰り返されてきている。これは、性能や機能の高度化、多様化の要請が時代とともに変化し、各製造者等はその要請に応えるための技術開発を常に推進しているからである。その結果、技術的に安定しかつ社会の要請が明確なものについては、建築関係法令にも取り入れられてきている。

したがって今後とも、技術開発や関係法令の整備に応じてシャッター、ドアの点検基準等の諸基準が適宜改定されていくこととなる。このため、点検に関わる者は整備された新基準によるもののみならず、残存する旧基準や旧部品によるものについても十分理解している必要がある。

一方で公共建築等に関する発注業務が原則として一般競争入札による契約とされ、民間においても相見積もりによるなど業務のオープン化が進行している。このため、シャッター、ドア等の点検の法制度上の整備を推進するにあたって、協会が実施してきている保守点検専門技術者制度についてもその点検内容と点検技術者に求められる専門性について検討改善していく必要がある。

4 シャッター、ドア等にかかる点検制度の提案

これまでの協会が運用してきた点検基準では、高度な能力を備えた資格者が点検することを基本としている。簡易な点検から綿密な点検までをこの資格者が一体に行うことの効果は大きいだが、そのための点検時間は集中的に長時間を要しており、費用を含めて施設管理者、ユーザーの負担感覚に見合っていないことも点検契約の水準が低迷している一因である。施設管理者の管理行為や自らの責任において行うべき目視を主体とした点検との関係を明確にして点検に伴う負担を分散することが妥当である。目視による点検は、機能の適合性が仕様により判断できる場合に用いられる。シャッターやドアについて、施設管理者による目視点検を求めていく場合にあっては、微細な仕様の不適合が機能上のような問題を含むかについては専門家による判断が不可欠である。このうち一定のものについては、取扱説明書などによって専門家と施設管理者とが情報を共有できる環境を整備して点検コストの低減を図っていくことが肝要である。

なお、感知器連動機能を持つ防火設備であるシャッターやドアについては、点検中の事故例が現実に存在することから、発信機能から作動機能までを熟知した者が行うべきこととすべきである。設置目的からして作動確認は防火設備の点検として不可欠であるが、これを正しく復元することも重要であり、単に発信機能のみの点検を分割して行うことは必ずしも適切でない。防火設備は、建築基準

法により諸基準が定められていることから、同法による特殊建築物定期調査を行う一級建築士等の業務との分担を図ることも効果的であると考えられる。

また、類似の事故事例が生じている回転ドア、自動門扉（可動式バリケードを含む）についても、自動的に制御されかつその点検においてシャッターやドアと同様に高度の能力を必要とするようになってきていることを踏まえると、今後関係者により本来の機能の保全と併せた総合的な検討も別途推進されるべきである。

現在協会が実施している資格者認定は、シャッターやドアの製造や施工を業とする企業である協会会員が点検業務を行う際の条件としての資格者を認定しているものである。資格を得た個人が協会会員の点検業務を離れて点検を行うことを想定しておらず、そのための登録などが行われていない。資格者の認定とこれに先立つ講習がいかに厳正に行われても、会員のための共益事業であって社団

法人としての公益事業としては評価され難い事業である。点検体制の拡充のためには、会員外の点検業務にも途を開く認定登録や講習とすることが必要である。

以上の新たな点検の制度は協会の制度としては限界があるとともに、社会が求める安全管理の水準は一社団法人の公益水準を超えた高いものになっていると考えられる。すなわち協会のノウハウを活用して行政当局が参画して構築した危害防止ガイドラインの指針として定められた「維持管理の励行」、なかでも「点検の推進」が10年近くの年月において前進が見られなかったことに加え、今日の社会が人的被害の生じたガス湯沸かし器の設置過程はもとより、被害の生じなかった菓子製造過程の低水準の品質管理をも容認しなくなってきたことを踏まえると、行政当局もしくは立法府によって新たな点検の制度を早急に構築することを提言する。

「防火シャッター・ドア等安全システム研究会」委員

委員長	辻本 誠	東京理科大学 建築学科 教授
委員	奈良 松範	諏訪東京理科大学 システム工学部 教授
委員	鈴木 仁	(社) 日本火災報知機工業会 メンテナンス委員長
委員	野村 信之	(社) 日本シャッター・ドア協会 専務理事
委員	福田 伸夫	(社) 日本シャッター・ドア協会 運営副委員長
協力委員	今村 敬	国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐
協力委員	鈴木 康幸	総務省消防庁予防課 設備専門官
専門委員	白井 正隆	(社) 日本シャッター・ドア協会 品質管理委員会
専門委員	小室 昭栄	(社) 日本シャッター・ドア協会 メンテナンス委員会
専門委員	矢吹 義夫	(社) 日本シャッター・ドア協会 シャッター技術委員会
専門委員	本山 保志	(社) 日本シャッター・ドア協会 シャッター技術委員会
事務局	植竹 徹	(社) 日本シャッター・ドア協会 管理・調整委員会
事務局	小尾 勝則	(社) 日本シャッター・ドア協会 管理・調整委員会
事務局	栗原 博美	(社) 日本シャッター・ドア協会 事務局
事務局	高田 克巳	(社) 日本シャッター・ドア協会 事務局
オブザーバー	後藤 忠義	(社) 日本シャッター・ドア協会 理事

※所属等は平成19年3月26日現在

開催記録	第1回	平成18年9月26日
	第2回	平成18年11月27日
	第3回	平成19年2月13日
	第4回	平成19年3月26日

主な常設委員会の 18年度 活動概要

各常設委員会より「平成 18 年度活動報告及び同 19 年度課題」が協会に提出されました。
ここでは、前年度の活動報告を概要として掲載しました。

業務委員会

活動報告

- (1) 生産数量調査業務
- (2) 関連業務の調査及び調整
 - ・会員会社へのアンケート調査及び聞き取りと調査等委員会での調整作業
 - ・危害防止機構の周知徹底、パンフレットの増刷。
- (3) 「防犯性の高い建物部品」の普及・促進業務・展示会立会い
- (4) 契約・支払実態調査と改善業務
 - ・会員各社へのアンケート調査
- (5) 「防火シャッター・防火戸の保守点検」法制化に向けての促進及び関連団体との調整業務
- (6) 契約適正化推進業務

品質管理委員会

活動報告

- (1) 事故情報収集の拡大を行う為に事故報告制度の推進。
 - ・定期点検報告書の見直し及び既存製品への危害防止装置設置の推進等
- (2) 事故情報の分析及び評価
 - ・埼玉県消防設備協会にて「防火シャッター事故について」の講演
- (3) 事故報告制度の規定の改訂及び発行
 - ・事故情報分析結果及び「シャッター・ドアの事故報告

- 及び安全対策に関する規定」の改定案の提出と審議
- (4) 事故情報に関する協会としての対策を検討
 - ・シャッター・ドアの事故報告及び安全対策に関する規定」の見直し
- (5) 事故情報を会員にフィードバック
 - ・「修理及び点検結果データ」の分析を委員会で検討、安全システム研究会に提出

シャッター技術委員会

活動報告

- (1) シャッター関連 JIS 規格
(JIS A4705、JIS A4704、JIS A1313) 改訂
- (2) 重量シャッター性能標準の改訂
- (3) 防犯自主管理委員会の対象製品の申請対応
 - ・型式承認申請による書類審査と防犯試験及び軽微な仕様変更申請による書類審査の実施
- (4) 建築工事標準仕様書 JASS16 建具工事の改訂協力
- (5) 点検法制化推進本部からの依頼による点検基準策定
- (6) 公共建築工事標準仕様書の改定
 - ・19 年度版改定に当たり、公共建築協会に改定案を提出
- (7) 公共住宅建設共通仕様書の改定
 - ・19 年度版改定に当たり、公共住宅居住者等連絡協議会に改定案を提出
- (8) 危害防止措置の法制化対応
 - ・建設業協会、日本建築士事務所協会、日本建築防災協会に対する危害防止装置の説明会実施

- (9) 公共建築協会の評価基準対応
・重量及び軽量シャッターの評価基準の変更に関する
公共建築協会への対応

講習委員会

活動報告

- (1) 防火シャッター・ドア保守点専門技術者講習会の開催
第 48 回 (7 月 21 日 / 大阪)
第 49 回 (1 月 19 日 / 東京)
第 50 回 (2 月 1 日 / 岡山)
第 51 回 (2 月 2 日 / 広島)
第 52 回 (3 月 16 日 / 名古屋)
- (2) 防火シャッター・ドア検査員講習会の開催
第 12 回 (6 月 20 日～21 日 / 札幌)
第 13 回 (6 月 22 日～23 日 / 札幌)
第 14 回 (11 月 9 日～10 日 / 東京)
- (3) 建築基準法改正に伴う保守点検技術者・検査員の講習会用テキストの改訂

工事委員会

活動報告

- (1) 平成 17 年度労働災害発生状況調査
(2) アスベスト対策について審議
(3) 危険予知訓練 (KYT) モデルシート集についての審議
・労働災害事例集 (絵で見る労働災害解説) のデータ
作成 (19 年度も継続)
(4) JIS 防火シャッター検査標準の変更についての審議
(5) 重量シャッター技術標準の第 4 章標準施工の一部変
更についての審議

メンテナンス委員会

活動報告

- (1) 自閉式上吊り引戸点検基準の作成
(2) 自閉式上吊り引戸点検要領書の作成
(3) 重量シャッター技術標準の改定に伴う、維持管理項

目の内容検討

- (4) 点検整備手帳の作成
(5) 点検法制化のプロジェクト (拡大メンテナンス委員会)
業務
・新点検基準のサンプルを作成完了

オーバーヘッドドア (OHD) 技術委員会

活動報告

- (1) オーバーヘッドドア技術標準の改定
・改訂版発行完了
(2) 防犯自主管理委員会対応
・住宅用 OHD を主体とする CP マーク取得
(3) OHD の安全対策
・OHD 委員会独自で事故の原因追求

ドア技術委員会

活動報告

- (1) 施行令第 112 条第 14 項の改正関連業務
・複合防火設備 (協会新 CAS 認定番号) の登録審査
・会員各社の CAS 申請用危害防止措置試験成績書の
貸し出し
・危害防止措置に関する Q&A の作成
(2) 防犯性能自主基準関連業務
・「防犯性能の高いシャッター・ドア等自主管理委員会」
のドアの防犯性能自主基準に基づく審査及び試験の
実施
(3) 防火戸の技術基準・運用基準の策定
・これまで無かった防火戸に関する法律や規定類、例
示仕様の構造方法、併せて改正建築基準法 (令) 第
112 条 14 項への対応及び消費生活用製品安全法
の改正に伴う防火戸の安全についての技術資料のま
とめ

保守点検専門技術者認定講習会の開催日程が決まる

保守点検の法制化に向けて本格的な取り組みをスタートさせた当協会は、保守点検制度の体制づくりに拍車をかけ、点検時に実際に動作確認を行う「保守点検専門技術者」の認定者数を飛躍的に拡大させるため、会員各社の工事員を対象とした認定講習会を4月に東京、5月に大阪で開催した。今年度は下表のとおり、全国14会場で計18回の認定講習会を開催する予定となっている。

防火シャッター及び防火ドアの機能を保全し、安全性を確保するには継続的な保守点検の実施が不可欠であり、この保守点検には専門的な知識と技術が必要となる。そのため、当協会では従来より保守点検を行う資格者「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」を認定する事業に取り組んでおり、今後もシャッター・ドアの「安心・安全」を推進するため、点検法制化に向けた実施体制を拡充させていく。

◆平成19年度「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者」認定講習会の開催スケジュール

日 程	会 場
平成19年4月28日(金)	東 京
5月18日(金)	大 阪
6月22日(金)	福 岡
7月19日(木)	盛 岡
20日(金)	仙 台
8月3日(金)	鹿児島
9月27日(木)	松 山
28日(金)	高 松
10月19日(金)	東 京
10月26日(金)	金 沢
11月21日(水)	静 岡
22日(木)	名古屋
12月7日(金)	高 崎
平成20年1月18日(金)	札 幌
2月8日(金)	大 阪
29日(金)	福 岡
3月21日(金)	東 京
28日(金)	沖 縄



▲5月18日に大阪で行われた講習会の様子

新会員紹介

新たに7社の入会があり、5月23日時点での会員数が195社となりました。

エヌ・エス・トート株式会社 (第二種会員)

代表取締役 原 信義
本 社 宮城県栗原市
設 立 平成13年3月27日
事 業 内 容 ステンレス建具の設計、製造、施工

株式会社神奈川ナブコ (準会員)

代表取締役 原 信治
本 社 神奈川県横浜市
設 立 昭和40年5月27日
事 業 内 容 各種自動ドア、鋼製建具、高速シャッター等の販売、施工、保守点検

有限会社近藤電機製作所 (賛助会員)

代表取締役 坂東 春男
本 社 埼玉県行田市
設 立 平成2年11月8日
事 業 内 容 配線器具の製造

株式会社シーエムエス (第二種会員)

代表取締役 鈴木 晴仁
本 社 埼玉県和光市
設 立 平成13年8月23日
事 業 内 容 鋼製建具、金属手摺、曲げ金物工事

伊藤忠建材株式会社 (第二種会員)

代表取締役 柴田 敏晶
本 社 東京都中央区
設 立 昭和36年7月
事 業 内 容 建材卸売業、木製防火ドアの設計、製造、施工

株式会社サンワックス (準会員)

代表取締役 野原 治人
本 社 埼玉県熊谷市
設 立 昭和46年2月1日
事 業 内 容 空調設備・電気設備・給排水設備の保守点検
電気・空調工事、建物管理全般

有限会社シャッターサービスセンター (第二種会員)

代表取締役 柳井 弘孝
本 社 大阪府堺市
設 立 昭和47年8月1日
事 業 内 容 シャッター、駐車場工事の設計、施工
シャッターの修理・保守点検、内装仕上・建具工事
駐車場工事の設計、施工

「安全・安心まちづくりセンター」にCP商品が設置される

さる6月1日、神奈川県松沢知事をはじめ、防犯建物部品関連団体の関係者、地域の防犯指導員等が出席して、防犯・犯罪被害等の総合犯罪窓口である「安全・安心まちづくりセンター」の開所式が行われた。

神奈川県では「日本一安全な街にする」というスローガンを掲げ、安全・安心まちづくり推進条例のもとで取り組みを行ってきた結果、この4年間で犯罪認知件数は35%まで減少し、県警の検挙率も格段に改善された。この実績を踏まえ、今後は個々の防犯意識をより強化し、自主的な防犯活動を広げていく必要から、安全・安心まちづくりに関する情報・相談・ネットワーク支援の総合的な拠点として、神奈川県庁第二分庁舎に開設されたもの。

同センターには、シャッター、ドア、サッシ、窓ガラス、鍵といった防犯建物部品の他、薬乱防止、子供安全非行防止、一般防犯、指導員紹介、振込詐欺防止といった自主的な防犯活動を支援するコーナーが設置されており、防犯に関して気軽に相談できるスペースも完備されている。

今回の「安全・安心まちづくりセンター」の開設により防犯への意識がさらに高まり、他の地方自治体でも防犯への取り組みが強化され、CP商品の普及が今後さらに促進されることが期待される。



▲ CP商品の説明を行う野村専務理事(中央)

DATA データ

●シャッター

■過去1年間推移

(㎡、前年比・電動化率%)

	H18.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H19.1月	2月	3月
重量	112,745	122,391	138,908	135,951	147,096	140,859	143,199	127,519	129,183	107,146	106,975	122,196
前年比	3.4	9.1	0.6	10.9	10.2	3.3	20.5	-3.4	-4.4	-4.4	-9.3	-3.4
軽量	235,175	235,816	259,619	231,048	234,030	258,137	289,062	279,004	243,772	175,427	197,244	231,991
前年比	-8.5	-7.0	-6.3	-7.3	-4.1	-6.9	11.2	3.9	-1.0	6.3	1.1	-4.1
電動化率	23.5	26.1	26.6	27.6	27.4	26.0	24.7	26.0	28.3	26.9	27.1	25.5
グリル	7,776	7,770	7,704	6,773	6,980	7,695	7,313	7,580	8,793	6,230	7,255	8,736
前年比	-8.6	10.7	-0.1	-10.6	-25.7	-2.1	-23.0	-17.4	-2.7	-9.8	-16.5	-1.5
OHD	17,001	20,635	22,659	24,038	25,751	27,435	26,697	29,989	29,223	20,524	23,665	21,690
前年比	-21.1	-10.4	-2.9	-5.2	2.3	-12.1	-2.9	7.6	11.0	6.8	2.8	-9.8
合計	372,697	386,612	428,890	397,810	413,857	434,126	466,271	444,092	410,971	309,327	335,139	384,613
前年比	-5.9	-2.3	-3.9	-1.7	0.4	-4.1	12.1	1.5	-1.4	2.0	-2.8	-4.1

■出荷数量年間推移 (4月～翌年3月累計)

(㎡、前年比%)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
重量	1,707,897	1,737,110	1,775,359	1,574,810	1,286,780	1,492,832	1,097,308	1,208,205	1,328,258	1,480,370	1,494,310	1,534,168
前年比	12.1	1.7	2.2	-11.3	-18.3	16.0	-26.5	10.1	9.9	11.5	0.9	2.7
軽量	4,544,678	4,730,120	4,195,575	3,896,089	3,732,420	3,487,158	3,333,097	3,190,771	3,038,800	3,473,445	2,935,535	2,870,325
前年比	-2.8	4.1	-11.3	-7.1	-4.2	-6.6	-4.4	-4.3	-4.8	14.3	-15.5	-2.2
グリル	108,744	114,051	111,020	103,457	108,042	114,744	103,625	101,043	96,616	100,736	100,244	90,605
前年比	5.0	4.9	-2.7	-6.8	4.4	6.2	-9.7	-2.5	-4.4	4.3	-0.5	-9.6
OHD	417,438	464,464	435,581	368,259	328,943	343,957	314,316	299,460	285,952	323,150	297,659	289,307
前年比	8.7	11.3	-6.2	-15.5	-10.7	4.6	-8.6	-4.7	-4.5	13.0	-7.9	-2.8
合計	6,778,757	7,045,745	6,517,535	5,942,615	5,456,185	5,438,691	4,848,346	4,799,479	4,749,626	5,377,701	4,827,748	4,784,405
前年比	1.3	3.9	-7.5	-8.8	-8.2	-0.3	-10.9	-1.0	-1.0	13.2	-10.2	-0.9

●ドア

■過去1年間推移

(㎡、前年比・電動化率%)

	H18.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H19.1月	2月	3月
重量ドア	46,361	46,356	50,872	48,867	48,128	53,883	53,999	57,521	55,101	52,637	59,750	66,039
前年比	8.3	-8.7	-11.6	-3.7	-2.1	-0.8	-26.1	2.4	13.0	5.1	13.9	7.6
軽量ドア	56,300	61,300	72,400	71,750	72,017	72,221	82,629	96,941	106,822	98,070	101,978	78,574
前年比	-10.0	-4.2	-2.4	-4.8	-7.0	-3.0	13.1	3.1	4.4	11.9	5.7	5.4

■出荷数量年間推移 (4月～翌年3月累計)

(枚、前年比%)

	H15	H16	H17	H18
鋼製重量ドア	630,028	557,553	623,432	639,514
前年比	-	-11.5	11.8	2.6
鋼製軽量ドア	894,050	896,529	956,026	971,002
前年比	-	0.3	6.6	1.6

注)・「鋼製重量ドア」は鋼製建具を、「鋼製軽量ドア」は鋼製軽量建具を指します。

・鋼製重量ドアは、ガスチャンバー、点検口を含みます。

・鋼製軽量ドアは、日本鋼製軽量ドア協議会の統計によります。

東京・白山神社のあじさいまつり

梅雨の季節の風物として古くから愛されている紫陽花（あじさい）。この紫陽花の名所の一つである東京・文京区の白山神社には、境内から白山公園にかけて約二千種類三千株の色鮮やかなあじさいが咲き誇っています。白山神社では、今年も六月十日から十八日まで文京あじさいまつりが開催されており、訪れる多くの人の目を和ませています。

（撮影）文化シャッター 神山 洋子



経済産業省からのお知らせ

平成 19 年度経済産業省企業活動基本調査にご協力ください

経済産業省では、我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、平成 4 年以降「経済産業省企業活動基本調査」（指定統計代 1118 号）を実施しており、平成 19 年も実施いたします。

調査の対象は、鉱業、製造業、電気業、ガス業、卸売業、小売業、クレジットカード業、割賦金融業、一般飲食店、情報通信業、教育、学習支援業、サービス業に属する事業所を有する従業者 50 人以上かつ資本金 3,000 万円以上の会社で、会社全体の数値をご報告していただきます。

調査票は、平成 19 年 5 月中旬に郵送しますので、

平成 19 年 7 月 15 日までに提出してください。また、紙調査票によるほか、インターネットからオンラインで提出することもできます。オンラインの利用申し込み資料は、調査票等の調査関係書類に同封致します。

調査の結果は、平成 20 年 3 月に速報の公表を予定しており、ご報告いただいた会社におかれましては、当省で作成した統計情報を送付させていただきます。

皆様から提出いただいた調査票につきましては、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守され、統計を作成する目的以外には使用されることはありませんので、調査に対するご協力をお願いいたします。

JSDA 会報 2007 年・初夏号

発行日：2007 年 6 月 20 日 通巻第 22 号

発行 者：社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-2-3 フナトビル 4F

tel.03-3288-1281 (代) / fax.03-3288-1282

URL:<http://www.jsd-a.or.jp>